



長野県報

3月31日(月)
平成20年
(2008年)
号外

目次

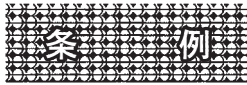
条例

長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 地方税法の一部改正に伴い、自動車取得税の免税点及び大型ディーゼル車に係る特例措置の適用期限を平成20年5月31日(改正前平成20年3月31日)まで延長することとしました。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第26号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第19条第5項及び第6項中「平成20年3月31日」を「平成20年5月31日」に改める。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

税務課